

だいとう 議会報告

議会日程

5月臨時議会

14日(木)～19日(火)

6月定例議会

8日(月)本会議

議案上程(即決分表決)・付託

10日(水) いきいき委員会

11日(木) いきいき委員会

15日(月) まちづくり委員会

23日(火) 本会議・一般質問

24日(水) 本会議・一般質問

25日(木) 本会議・一般質問

委員長報告・表決

議会の役職を決める五月臨時議会が14日から始まります。これまで市政与党の三会派だけで主要なポストの配分が決められてきました。しかし与党というのは市政(執行部)との関係でいうのであって、議会の運営やポスト配分は

与党野党にかかわらず、構成している全会派の間で公正な配分が求められます。しかも大東市議会では「議会基本条例」の制定にむけて特別委員会が設置されており、条例「素案」中に「公正な議会運営」がうたわれているだけに、他市に先がけた努力が各会派に求められます。

「議会基本条例」で「公正な議会運営」めざす大東市議会だから

議会役職の公正な配分が必要

意見書・請願書などのメ切は29日(金)です。

6月議会は8日の本会議から始まります。

その1週間前が「議案説明会」ですので、

今議会に対する意見書及び請願書などの提出期限は

29日(金)午後5時がメ切となりますので、ご注意ください。



第54回 市民体育大会 総合開会式

五月十日(日)午前9時半より、市民体育館(寺川)において第54回大東市民体育大会総合開会式がありました。日本共産党からは三人の議員団が参列し、参加者を励ました。この日は十八の連盟がプラカードを先頭に、ユニフォームを着て、元気よく入場行進。参加者の年齢も就学前から高齢者までと幅広く、意気揚々と行進していました。



市会議員 ことぶき 勉 つとむ



市会議員 とよあし 勝子 かっし



市会議員 とびた 茂 しげる

市会議員

ことぶき 勉

市会議員

とよあし 勝子

市会議員

とびた 茂

法律相談

6月2日(火)7時
大東市民会館
※要予約、先着順
871-5588まで

5月・9月・1月 大阪府営住宅・申し込み3回に!

第1回総合募集は終わりましたが、今年あと2回の募集があります! 書式も一部簡略化されました。

「大阪府営住宅総合募集」受付期間が二週間に短縮されるなど、昨年までとは違っています。また、今までは年二回の募集でしたが、今年度は五月(募集切)の他、九月と来年一月の三回募集されます。他にも大きく変わった点があります。今まで、申込書の裏面に所得などを書きます。き込んで計算する書式がありました。今回からは簡易書式になり、自分で出来る簡単な計算を添えて申し込みます。



当選した場合に初めて収入基準を満たしているかどうかの検証がされることになりました。

第20回 大阪解放戦士合葬追悼会がありました。

戸谷委員長の挨拶

1990年に碑が建立され、第一回目の「大阪解放戦士合葬追悼会」が開催されてからはや今回は20回目の節目を迎えます。様々な方々の温かいご支援、ご助力に支えられ、毎年無事に追悼会を開催することができておりますことを、この機に心より御礼申し上げます。改修、補修を重ねた「大阪解放戦士の碑」は、ご遺族のみでなく、進歩と革新の道を歩み続ける多くの皆さんの心のよりどころとして常に参拝者が絶



挨拶する 戸谷茂樹 運営委員長

えることがありません。

毎月十八日にはいしずえ会のみなさんによる清掃が、かかすことなく続けられており、遺族のみなさんの交流の場となっております。

今時代は、大きく揺れ動いています。世界同時不況と言われる経済状況の中、規制緩和・構造改革路線の矛盾が噴出しています。しかし自公政治は、相変わらず大企業擁護、国民生活犠牲の路線を続け、事態打開の展望を示すことが出来ません。総選挙を目前に控え、自公政治と対決し、個人

の残した平和と民主主義、進歩と革新の伝統を次代に継ぐべく誓い合うことは意義あることと存じます。

運営委員会一同、20回目の節目を期して、今後とも建立並びに運営に賛同・協力いただいた団体・個人のみなさんとともに、合葬追悼運動の趣旨をさらに多くの方々に語り継ぎ、普及していくことを決意しています。



今年は五月十日に大阪ゆかりの方四名を含む87名の物故者を悼み「第20回大阪解放戦士合葬追悼会」を開催いたします。同時に物故者の方々の氏名・経歴などをみなさまにお知らせし、生前の活動や人柄を偲びつつ、その意志を受け継ぎ、歴史を語り継ぐために「大阪解放のいしずえ」第二集を発行する次第です。

就学援助金の申請が始まりました。

期日

提出期限：H21年5月15日～5月30日
詳しくは、教育委員会学校管理課
870-9642(直通)まで！

どんなときに受けられるの？

現在生活保護を受けている方は申請の必要なく受けられます。

生活保護を本年度・前年度に打ちきられた方

児童扶養手当の支給を受けている方

～ 以外で、H20年中の世帯全員の所得が認定基準(表)以下の方

その他、特別な事情(不慮の事故、長期療養、災害、倒産、リストラなどで、生活が著しく悪化した方。

世帯人数	給与所得者(給与支払総額)	給与以外の所得者(所得金額)
2人	2,939,900円以下	1,875,200円以下
3人	3,935,900円以下	2,605,600円以下
4人	4,623,900円以下	3,156,000円以下
5人	5,023,900円以下	3,476,000円以下
6人	5,315,900円以下	3,709,600円以下
7人	5,627,900円以下	3,959,200円以下

目的

経済的理由で子どもの就学を妨げることのない様にもうけられている制度ですが、申告が必要です。